

導電性カラーマット



このたびはホーザン 導電性カラーマット をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。この取扱説明書をよくお読みになり、正しくお使いください。
また、お読みになったあと大切に保管してください。

仕 様

※次ページ
参照

品 番	外形寸法(m)	厚さ(mm)	ESD管理値※(Ω)	重量(kg)	色	補強繊維	アース線
F-728	1(W)×1(L)	2	$R_g \leq 1 \times 10^9$	3.4	グリーン	織り込み	—
F-727	1(W)×1.8(L)			6.2			
F-729	1(W)×10(L)			34.4			
F-78	1(W)×1(L)		$R_p \leq 1 \times 10^9$	3		—	1本付 2本付
F-757	1(W)×1.8(L)			5.5			
F-79	1(W)×10(L)			30.5			
F-744	1(W)×1(L)	1.5	$R_p \leq 1 \times 10^8$	3	グリーン	—	—
F-745	1(W)×1.8(L)			5.3			
F-746	1(W)×10(L)			29.6			
F-741	1(W)×1(L)			2.2			
F-742	1(W)×1.8(L)			4			
F-743	1(W)×10(L)			22.2			

ご使用方法

開梱後、巻きぐせや温湿度などにより、伸縮する場合があります。広げて24時間以上放置してください。

1 マットを敷きます。グリーンの面が表です。
黒色の面を表としてもご使用いただけますが、抵抗値が若干低めになります。

2 アース線を取り付けます。
F-127 アース線(2本入)をお求めください(F-78/79/757には付属しています)。プライヤーなどで端子をかしめ、付属のアースシールで覆います。圧着部にキャップを被せます。他端を接地してください。複数のマットを使用する場合は隣接部のマットを別売の F-28 アース板(10枚入)で同電位にすることで、より確実なアース接続が得られます。



お手入れの方法

導電性カラーマットは定期的な点検を行い、抵抗値が規格値内かをご確認ください。
床、作業表面、保管棚などに使用する場合には毎月点検してください。
始業前や終業後に机上を清掃する際や、汚れの蓄積により抵抗値の上昇が見られる場合には専用のマットクリーナーをご使用ください。
シンナーなどの有機溶剤は使用しないでください。

Z-276
マットクリーナー

導電性マットの日常的な清掃に使える専用クリーナー。マットの導電性を損なわず、表面に付着した埃やオイル、フラックスなどの汚れを除去します。

注意文の警告マークについて

この取扱説明書ではご使用上の注意事項を次のように区別しています。

△警告 …死亡、重傷をともなう重大事故の発生を想定してのご注意

△注意 …傷害や物的損害を想定してのご注意

なお、**△注意**として記載されていても、あるいは特に記述がなくても、状況によっては重大な結果をまねく恐れがあります。正しく安全にご使用ください。

ご使用上の注意

△警告

1. 必ずアース線を取り付け、確実にグラウンドへ接続してください。接続しない場合、本来の目的を達せず、現場内の電子部品などの破壊のほか、環境によっては爆発などを誘発する恐れがあります。
2. 静電気対策用のアースラインは、動力用アースラインとは別系統で確保してください。感電の恐れがあります。
3. 導電性カラーマットに活線が触れないよう注意してください。感電の恐れがあります。

静電気対策の規格について

ホーザンの静電気製品は、国際規格 (IEC61340-5-1) を基にした国内の団体規格 (RCJS-5-1※) を参考に管理しております。

ESD対策品マーク  があるものは、規格値に該当する製品であることを示します。

本製品が該当する規格値は右表、おもとページ仕様欄の「ESD管理値」は、当社基準です。

※財団法人 日本電子部品信頼性センター (RCJ) が公表している規格。

『静電気現象からの電子デバイスの保護 一般要求事項 (RCJS-5-1)』

表：ESD保護アイテムに対する要求事項 (RCJS-5-1から抜粋)
【アイテム個別の要求事項】

床	EPAグラウンド抵抗、またはグラウンド可能接続点への抵抗 $R_g(\Omega)$
	$\leq R_g < 1 \times 10^9$ 最小値 注1、注2
作業表面、保管棚、トロリー及びカート	点間抵抗 $R_p(\Omega)$
	$1 \times 10^4 \leq R_p \leq 1 \times 10^{10}$ 注3
	EPAグラウンド抵抗、またはグラウンド可能接続点への抵抗 $R_g(\Omega)$
	$7.5 \times 10^5 \leq R_g \leq 1 \times 10^9$ 注3

注1：ESDSを保護するための最小抵抗値というのではない。しかし安全性確保のために、最小抵抗値が必要な場合がある。関連の国内基準、IEC61010-1、IEC60479、IEC60536、IEC50364を参照。

注2：人体接地の基本的な方法として履物/床システムを使用する場合には、合成抵抗はESDコーディネータが決定する。その推奨値は $< 3.5 \times 10^7 \Omega$ である。RCJS-5-1 5.5項 及びIEC61340-4-5を参照)

注3：ESDコーディネータが承認した場合には、規定された下限抵抗値以下の抵抗は許容される。

関連製品

抵抗値の管理に

F-109

表面抵抗計

F-109-TA

表面抵抗計

(校正証明書付)



F-127 アース線



F-28 アース板



技術的なお問い合わせ

ホーザン テクニカルホットライン

☎06-6567-3132 E-mail : th@hozan.co.jp

【月曜日から金曜日(祝日を除く)の10:30~12:00、13:00~17:00】

ホーザン株式会社

本社 〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-12

TEL (06) 6567-3111 FAX (06) 6562-0024

補修部品については、Web上のパーツリストをご覧ください。
通信販売もご利用いただけます。

ホーザン 通信販売 検索